

指定店申請手続き関係法令（抜粋要約）

水道法

（指定の申請）

第25条の2 給水装置工事事業者の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 給水装置工事事業者の指定を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- ③ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ④ その他厚生省令で定める事項

水道法施行規則

第18条 第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- ① 次のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は、破産者で復権を得ないもの
 - ロ この法律に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ハ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置けなくなり指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者がある者

② 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

3 前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。

第19条 法第25条の2第2項第4号の厚生省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする

- ① 法人にあっては役員の氏名
- ② 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事事業者の事業を行う事業所において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が交付を受けている給水装置工事主任技術者免状の交付番号
- ③ 事業の範囲